

ようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（真実相当性）

．については、．の真実相当性に加え、

．に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信じるに足りる相当の理由がある場合、

．に公益通報すれば、証拠が隠滅されるおそれ等があると信じるに足りる相当の理由がある場合等

において公益通報をしたときは、そのことを理由に事業者が行った解雇は無効とされるものである。

3 公益通報者

公益通報者とは、公益通報をした労働者をいう。

ただし、匿名による通報は、通報者に連絡がつかないため十分な調査ができず、通報者へのフィードバックも困難であることから、法及びガイドラインは、実名による通報を前提としているため、匿名通報者は、公益通報者に当たらない。

4 通報対象事実

公益通報者保護制度において保護対象となる通報「通報対象事実」は、法別表に掲げる法律及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号。以下「政令」という。）において定めた法律に規定する

犯罪行為

行政処分の対象となる違法行為（規定違反に対し、主務大臣の命令等が用意されており、かつ、当該命令等に違反することが罪となる行為である場合における当該規定（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む。）に反する行為）

である。

行政機関として通報先となる場合は、通報対象事実について処分、勧告等を行う権限がある場合であるが、公益通報が、「犯罪行為」の事実を内容とする場合については、犯罪行為に対する捜査又は公訴の提起の権限を有する行政機関として検察官、検察事務官及び司法警察職員が通報先に含まれることから、海上犯罪に係る犯罪行為の事実を内容とする公益通報の場合、当庁も通報先となる。

5 公益通報者の保護

公益通報をしたことを理由とする

解雇及び派遣労働者の派遣契約解除の無効

降格、減給、派遣労働者の交替要求の禁止

としている。

通報者が通報したことを理由に解雇され、それを不服として裁判となった場合、その通報が公益通報であったかが問題となってくることから、当庁としては、通報に関する資料を適切に管理しておく必要がある。

また、公務員が公益通報者である場合、公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止については、法ではなく、国家公務員法等の定めるところによ

ることとなっている。

6 行政機関がとるべき措置

公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められた場合は、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

ただし、公益通報が犯罪行為の事実を内容とする場合における捜査及び公訴については、刑事訴訟法の定めるところによる。

7 行政機関の対応

行政機関は、通報対象事実について処分（命令、取消し等）勧告等をする権限を有するものとして、労働者からの通報を処理する体制と事業者として労働者たる所属職員等からの通報を処理する体制を整備することとなっていることから、本通達により、処分、勧告等をする権限を有する行政機関及び海上における捜査機関としての通報処理体制等を定めるものとする。

第2 通報処理体制

1 通報受付窓口の設置

(1) 当庁における、労働者からの通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）は、別表の通報対象の範囲の欄に掲げる法律ごとに、それぞれ同表の通報窓口の欄に掲げる部署等とする。

(2) 通報を受け付ける部署等と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部署等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 通報対象の範囲

通報窓口は、次に掲げる場合に通報を受け付けるものとする。

(1) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、海上交通安全法及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律において、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合

(2) 法別表に掲げる法律及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）において定めた法律に規定する罪のうち、海上における犯罪行為の事実を内容とする場合

3 通報者の範囲

通報窓口では、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付けるものとする。

4 秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

第3 通報の処理

1 通報の受付と教示

- (1) 通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明するものとする。
- (2) 通報窓口は、通報内容となる事実について、海上保安庁が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。
- (3) 通報窓口は、通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、不正の目的等の理由から受理しないときは受理しない旨又は匿名のため公益通報として受け付けられない等の理由から情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

2 調査の実施

- (1) 通報を受理した後は、必要な調査を行うものとする。
- (2) 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- (3) 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

3 受理後の教示

通報窓口は、通報事案の受理後において、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示しなければならない。この場合において、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供するものとする。

4 調査結果に基づく措置の実施

通報窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

5 通報者への措置の通知

- (1) 通報窓口は、措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し通知するよう努めるものとする。
- (2) 通報窓口は、通報の受理から処理の終了までに必要と見込まれる期間を、通報者に対し通知するよう努めるものとする。

第4 通報関連資料の管理

通報窓口は、各通報事案の処理に係る記録は別紙様式に記入することにより行い、関係資料とともに、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなけ

ればならない。

別表

通報対象の範囲	通報窓口
港則法	各海上保安部署
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	本庁警備救難部環境防災課
海上交通安全法	第三、四、五、六、七管区海上保安本部交通部安全課
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	各海上保安部署
公益通報者保護法別表に掲げる法律及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令において定めた法律（海上において犯罪事実の行為を内容とする場合）	<p>管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）及び各海上保安部署</p> <p>本庁警備救難部国際刑事課（以下の法律に関する通報に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号） ・外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号） ・覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号） ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号） ・武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号） ・あへん法（昭和二十九年法律第七十

	<p>一号)</p> <ul style="list-style-type: none">・銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号） <p>本庁警備救難部警備課（以下の法律に関する通報に限る</p> <ul style="list-style-type: none">・刑法（明治四十年法律第四十五号）（第二編第二章及び第三章に限る）・破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号） <p>本庁警備救難部刑事課（上記以外の場合）</p>
--	---

別紙

様式

取扱嚴重注意

公益通報受付票

整理番号		
受付年月日		
年 月 日 ~		
受付担当者		
(所属)	(氏名)	(内線)
通報者		
(氏名)	(性別)	(年齢)
(住所)	〒	
(電話番号)		
(その他の連絡先)		
件名		
内容を知った日		
年 月 日		
法令違反及び法令違反のおそれのある行為の概要		
根拠となる関連資料の有無、あれば概要		
対応状況		
受理		
不受理 (理由を記載)		
情報提供として受付 (理由を記載)		
調査結果の概要		